

令和2年度「元気な人・まちづくり」促進事業助成金実施要領

だれもが、スポーツに取り組める機会の拡大を図ることにより、心身ともに「元気な人・まちづくり」を促進するため、一般社団法人宇部市スポーツコミッションが、主に宇部市で活動する団体の実施する事業に対し、助成金を交付します。

1 助成の対象となる事業

団体が実施する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとします。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関連

- ア 自宅での運動を促進するための事業
- イ 新型コロナウイルスによる外出自粛による二次健康被害を予防するための事業
- ウ 子どもたちが家庭でも楽しく行えるスポーツや運動を促進する事業
- エ 共生社会として誰でもできる運動を促進する事業
- オ その他新型コロナウイルス感染症対策につながる健康づくり・体力づくり事業

(2) 健康づくり・体力づくり

- ア スポーツをする市民の増加につながる事業
- イ 市民の体力づくり・健康づくりの活動場所の利用促進に繋がる事業
- ウ 新たな運動・健康づくりプログラム、研修会等を開催する事業
- エ 市民の体力づくり・健康づくりに対する意識の高揚・機運醸成に繋がる事業

(3) 大会誘致・ツーリズム

- ア スポーツツーリズム、ヘルスツーリズムにつながる事業
- イ 市外・県外からの交流人口の増加が期待できる事業
- ウ 大会誘致や合宿誘致につながる事業

(4) 共生社会

- ア 障がい者等が参加できるスポーツ大会等開催する事業
- イ パラスポーツ体験会等共生社会づくりにつながる事業
- ウ 東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成につながる事業

2 助成の内容

(1) 助成金の交付

(2) 一般社団法人宇部市スポーツコミッションのホームページ、SNSによる周知

(3) 事業実施のための知識、ノウハウ等の提供、市等関連部署への連絡調整

3 助成金の額

助成金の額は、1事業につき20万円を上限とし、助成対象経費から事業実施によって得る収入を除いた額の範囲内かつ予算の範囲内とする。

4 助成の対象となる経費

助成の対象となる事業に直接必要となる経費(食糧費は対象外)のみを対象とします。ただし、次の各号については、額の制限を設けます。

- (1) 備品購入費は助成金の額の5割以内とする。
- (2) 人件費は助成金の額の2割以内とする。

5 助成の対象とならない事業

上記に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としません。

- (1) 市が実施する他の助成金の交付を受けている事業
- (2) 団体の会員、構成員等のみを対象とする事業
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (4) その他助成することが適当でないと認められる事業

6 助成金の申請方法

助成金交付申請書（様式第1号）に以下の資料を添付し、一般社団法人スポーツコミッション事務局（宇部市新天町二丁目8番6号）に提出してください。

- (1) 助成対象事業計画書（別添1：参考様式）
- (2) 助成対象事業収支予算書（別添2：参考様式）
- (3) その他必要と認める書類

申請書等は公式HPでダウンロードできます。

7 申請書の受付期間・提出先及び審査方法

- (1) 受付期間

令和2年5月13日（水）から令和2年6月12日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

※受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 提出先

一般社団法人宇部市スポーツコミッション事務局
（宇部市新天町二丁目8番6号）

- (3) 審査方法

選考委員会により審査を行います。

8 助成金の交付決定

- (1) 選考委員会において助成金の交付又は不交付を決定し、文書で通知します。
- (2) 最低基準点（評価配点合計の60%）以上の点数を得られなかった場合は、交付しません。
- (3) 交付状況に応じて、二次募集を行うことがあります。

■お問い合わせ先

〒755-0029 宇部市新天町二丁目8番6号

一般社団法人宇部市スポーツコミッション事務局

T E L 39-7653 F A X 39-6584

公式HP <http://ube-sc.jp/>